

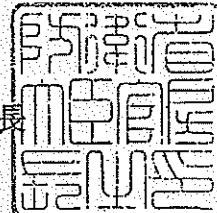


官文第4236号

21. 3. 31

各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長殿
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

総括文書管理者
大臣官房長



防衛省の主要な会議における議事録等の作成等について（通達）

標記について、平成20年7月5日にとりまとめられた防衛省改革会議報告書において示された提言の中で、会議等の記録を作成することの義務付け等について示されたことを受け、防衛省として、個々の提言の実現に向けた具体的な工程や実施されたことをとどめ、「防衛省改革の実現に向けての実施計画」に「防衛省の主要な会議における議事録等の作成及びその公開に関する基本的考え方を策定」ととされており、これを実施するため、次に掲げる事項等を考慮し、別添のとおり、対処方針について示すので、今後は同方針に基づき適切な措置をとられるよう、管下の職員に周知されたい。

1 文書作成の原則

防衛省文書管理規則（平成12年防衛庁訓令第74号）第9条第1項において「意思決定に当たっては文書を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする」とこと及び同項各号に掲げる事項及びこれらに類する事項については、所要の文書を作成するに当たり正確を期するよう努めることとする。

めるものとすること、並びに同条第3項において「第1項各号に掲げる事項について審議を行う会議その他意思決定の過程の記録に特に考慮する必要がある会議については、議事録又はこれに準ずる記録を作成するものとする」ことが規定されているところである。

2 政策決定過程の透明性の確保

平成19年11月の国会で、平成15年8月の装備審査会議におけるCXエンジン選定経緯をめぐって、当該議事録等が作成されていないことにより防衛省の政策決定過程が不透明であるとの疑惑が呈されたこと及び防衛省改革会議報告書において「個別の装備品の選定のための意思決定を行う過程において、会議等の記録を作成することを義務づけ、その要点の公表を行う。また、会議録全文も、一定の期間後には情報公開の対象とすべきである」と明記された経緯を踏まえる必要がある。

3 審議内容の保全

防衛省の会議において、公にすることにより国の安全が害されるおそれがある情報なども取り扱うことが想定され、このような場合には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）その他関係規則との関係を踏まえつつ、必要な保全措置を講じる必要がある。

添付書類： 防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針

防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針

1 基本的な方針

- (1) 防衛省としての政策決定プロセスの一層の透明化・責任の明確化を図り、国民に対する説明責任をより適切に果たしていくため、防衛省文書管理規則（平成12年防衛庁訓令第74号）第9条第3項に基づく措置として、次の基準に合致する会議については議事録（出席者の発言を正確に記載した会議の記録）又は議事要旨（意思決定プロセスが明らかになる範囲で出席者の発言を要約して記載した会議の記録）（以下「議事録等」という。）を作成することとする。
- ア 防衛省文書管理規則第9条第1項各号に掲げる次の事項について審議を行う会議であって、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官若しくは事務次官又は内部部局の局長級、施設等機関の長、各幕僚長その他特別の機関の長若しくは各地方防衛局長（以下「防衛大臣等」という。）が主宰する防衛省としての最終的な意思決定に密接に関係する会議
- (ア) 法令の制定又は改廃及びその経緯
(イ) 政策の決定及びその経緯
(ウ) 行政処分並びにその根拠及び基準
(エ) 個人、法人等の権利義務の得喪及びその経緯
(オ) 歳入、歳出並びに国有財産の取得及び処分
- イ アのほか、対外的に高い関心を持たれている事項を審議するなど、議論の透明性の確保に特に配慮する必要がある会議であって、防衛大臣等が主宰する防衛省としての最終的な意思決定に密接に関係する会議
- (2) 防衛大臣等が主宰する会議であっても単に情報の共有や既定の施策の周知徹底を目的とする連絡会議などは議事録等の作成は要しないこととする。また、緊急事態への対応等、事態の推移に応じて至短時間で業務を処理する必要があり、事後的にも議事録等を作成することが困難な場合も同様とする。
- (3) 前2号の規定は、第1号の「基準に合致する会議」以外の会議及び前号の「議事録等の作成は要しない」会議において、防衛省文書管理規則第9条第3項の規定に基づき、又は会議の庶務担当部局等の所要により、議事録等を作成することを妨げるものではない。

2 議事録等の作成要領等

- (1) 議事録等を作成する場合においては、「審議会等の透明化、見直し等について」（平成7年9月29日閣議決定）及び「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において審議会等については原則として議事録等の公開が規定されていることを踏まえ、会議の特性に照らし特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議については議事録を、これ

ら以外の会議については議事要旨を作成することとする。

- (2) 議事録等を作成する会議については、政策決定プロセスの一層の透明化・責任の明確化を図る観点から原則記名で作成することとし、会議の庶務担当部局等は、議事録等の案の作成後に会議出席者の了解を得て議事録等を作成する。ただし、会議の性格上、出席者の自由な意見の提示を重視する会議については無記名で議事要旨を作成するものとする。
- (3) 上記の方針の下、議事録等の作成が必要となる会議については、各会議の設置根拠である訓令・通達又はその下位規則において議事録等の作成に係る規定を整備する。

3 留意事項

- (1) 作成された議事録等は、会議の庶務担当部局等において行政文書として適切に管理・保存する。情報公開請求、国会からの資料要求がなされたときの対応については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の関連規定に基づき、個別に開示・不開示の判断を行う。
- (2) 作成された議事録等に秘密に係る事項を含む場合は、秘密保全関係規則に基づき厳正かつ適切に管理する。
- (3) 議事録等の防衛省ホームページへの掲載については、政策決定プロセスの一層の透明化・責任の明確化、会議の審議内容を非開示とする必要性、他省庁の類似の会議の取扱いなどを総合的に勘案して個別に判断を行う。その際、議事録等を対外的に公表したもの（国会への提出、報道機関への提供等）については掲載することを原則とする。